



2 5 0 7 - 0 0 6

令和 7 年 3 月 2 8 日

令和 7 年 7 月 3 0 日 二訂

企業主導型保育事業 実施者様

公益財団法人児童育成協会

令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）諸手続きについて — 月次報告、概算交付申請、月次報告再確定 —

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

運営費助成決定を受けた施設又は事業計画申請を行った施設におかれましては、企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）第 1 の 8（1）に基づき、毎月の運営実績を「月次報告」として報告いただく必要があります。月次報告は、各施設の運営状況の確認や運営費の適切な交付など、本事業の実施にあたって大変重要な手続であり、全施設毎月必須の報告となります。また、必要な運営費を事前に交付する「概算交付申請」を任意でご利用いただけます（**2 月分、3 月分は必須**）。

下記をご確認いただき、各種申請にご協力いただきますようお願いいたします。なお、助成要領等の改定に伴い、内容に変更が生じることがあります。その場合は、変更内容等を改めて通知いたします。

記

1. 月次報告

全施設毎月必須の報告です。

（1）対象施設 令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）助成決定施設

（2）申請期間 月次報告対象月の 翌月 1 日から 1 0 日（未報告月分を含む）

例）4 月分の月次報告は、5 月 1 日から 1 0 日に申請

例）4 月に施設を開所して 6 月に助成決定を受けた場合、4 月分から 6 月分の月次報告は、7 月 1 日から 1 0 日に申請

※ 1 0 日が平日でなくとも、1 0 日までが申請期間です。

※ 7 月分の申請については、別途「【重要】令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）月次報告／概算交付申請の申請期間の一部変更について」をご確認ください。



- (3) 交付日 原則、月次報告対象月の翌々月末日（末日が平日でない場合は、直前の平日）
例）令和7年5月1日から10日の期間に申請した4月分の月次報告は、令和7年6月30日に交付
※交付日の3営業日前までに承認されたものが対象となります。
※申請内容の確認に時間を要する場合や、確認事項の回答に遅れ等がある場合、交付日が遅れることがあります。あらかじめご了承ください。
※12月の交付日は25日予定です。
- (4) 交付項目 ①月次報告対象月分の運営費（基本分・加算分）
②施設利用給付費
※以下の項目につきましては、3月分の概算交付申請承認後に交付を行い「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」承認後に精算します。なお、改修支援加算については年度の初回月次報告の助成金交付の際に合わせて交付します。
・ 防犯・安全対策強化加算
・ 運営支援システム導入加算
・ 改修実施加算
・ 医療的ケア児保育支援加算のうち研修受講に係る補助
・ 医療的ケア児保育支援加算のうち、医療的ケア児が個別に必要とする備品の整備費用に係る補助
・ 医療的ケア児保育支援加算のうち、保育所等において地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合の費用補助
・ 令和6年能登半島地震に係る利用者負担額減免臨時給付費
- (5) 申請手続 公金管理システム（ピムス）よりお手続きください。
※具体的な内容につきましては、以下をご参照ください。
①月次報告の手引き ー事前準備編ー
②月次報告の手引き ー申請編ー
③公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「月次報告・概算交付申請」
④公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「はじめに～マスタ登録」
- (6) 留意点 ①「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）（別紙3）のとおり、処遇改善等加算Ⅱの研修の要件は、令和6年度から次のとおりとなっています。

【令和6年4月からの処遇改善等加算Ⅱにおける研修修了要件について】



副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー等で加算対象となる方は、対象となる研修を修了することが必要となります。

※「処遇改善等加算Ⅱ」は、「月毎の加算対象職員数」により助成されるため、修了証記載月の翌月（記載日が1日の場合は当月）から加算対象とすることが可能です。修了すべき研修分野については「実施要綱」をご確認ください。

②一度申請されたものは原則としてお戻しいたしません。申請内容についてはあらかじめ十分ご確認ください。申請されたものは、審査において必要な場合のみ再申請依頼します。

③申請後、審査を経て承認された内容は「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」における各月の運営費として確定されます。協会から修正を求める場合を除き、承認後の修正は原則認められません。あらかじめご注意ください。

④令和7年度の最終的な助成額（助成確定額）は、3月までの運営終了後、令和7年度の「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」で確定されます（当該年度の助成額と実際に施設運営に要した費用を比較して低い方の額が当該年度の助成確定額となります）。「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」の申請方法につきましては別途お知らせいたします。

⑤令和7年度の「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」で助成額が確定した後、消費税及び地方消費税仕入控除額報告が必要となります。令和7年度の「消費税及び地方消費税仕入控除額報告」の方法等につきましては、別途お知らせいたします。

⑥月次報告は全施設毎月必須の報告であるため、定められた期間内に申請がない場合、指導の対象となることがあります。指導・勧告を受けても改善が見られない場合、概算交付の差し止めや、助成決定の取消等の措置を取らせていただく場合があります。



2. 概算交付申請

4月分から翌年1月分は、月次報告より先に概算（見込み）で交付を受けるための任意の申請です。

2月分、3月分は、助成要領第1の8（1）にてお示ししているとおり全施設必須の申請です。

※当該事業は単年度の事業のため、事業実施に係る助成金は、過年度の交付とならないよう実施年度中に交付することとしています。2月分、3月分の月次報告の交付日は年度を越えるため、概算交付申請にて申請を行っていただく必要があります。

- （1）申請期間 4月分から翌年1月分は、概算交付申請対象月の1日から10日
 例）4月分は、4月1日から10日に申請
 （4月11日以降は、4月分の概算交付申請はできません。）
 ※10日が平日でなくとも、10日までが申請期間です。
 ※申請期間を過ぎますと申請できません。申請漏れのないよう、十分お気を付けください。
 ※8月分の申請については、別途「【重要】令和7年度企業主導型保育事業（運営費等）月次報告／概算交付申請の申請期間の一部変更について」をご確認ください。
 ※2月分、3月分の申請については、別途ご案内いたします。
- （2）交付日 概算交付申請対象月の当月末日（末日が平日でない場合、直前の平日）
 例）令和7年4月1日から10日の期間に申請した4月分概算交付申請は、令和7年4月30日に交付
 ※12月の交付日は25日予定です。
- （3）交付項目 ①月次報告対象月分の運営費（基本分・加算分）
 ②施設利用給付費
 ※ただし、病児保育加算（病児対応型（加算分））、病児保育加算（病後児対応型（加算分））、預かりサービス加算（一般型）を除く。
 こちらは月次報告承認後に交付します。（2月分及び3月分は除く。）
- （4）申請手続 公金管理システム（ピムス）よりお手続きください。
 （月次報告の手引き 一事前準備編一、月次報告の手引き 一申請編一、公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「月次報告・概算交付申請」参照）
- （5）留意点 ①一度申請されたものは原則としてお戻しいたしません。申請内容についてはあらかじめ十分ご確認ください。
 ②実際の運営状況と乖離のないようご申請ください。実績については月次報告を必ず提出してください。



③概算交付申請で承認された交付額と月次報告で承認された交付額が異なる場合は、月次報告の承認後に精算します。

例) 4月分概算交付申請において100万円で承認を受けた場合

→4月末日に100万円の交付

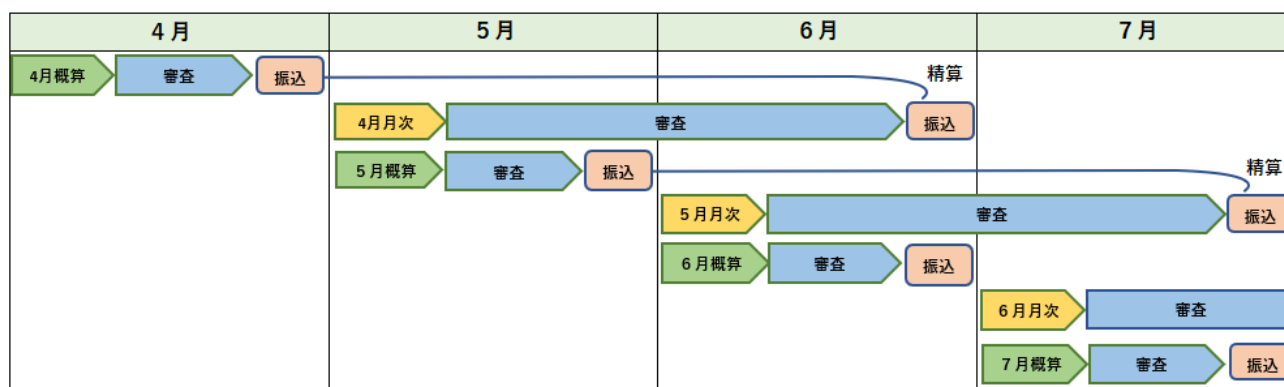
・4月分月次報告において120万円で承認となった場合

⇒4月分月次報告の交付日である6月末日に差額20万円の交付

・4月分月次報告において80万円で承認となった場合

⇒次に承認となった交付額から20万円を差し引いて交付

<令和7年度の概算交付申請及び月次報告の流れ>



※5月分月次報告以降は、概算交付申請、月次報告、月次報告再確定の承認時期により、精算される月が異なります。交付日以降に、助成金交付明細をご確認ください。

※助成金交付明細については、公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「月次報告・概算交付申請」をご覧ください。



3. 月次報告再確定

承認された月次報告の内容を変更する場合の申請です。

(1) 対象事業者 協会が変更を必要と判断した事業者 等

(2) 申請日 協会からの案内後、すみやかにご申請ください。

(3) 申請期日 令和8年2月10日(火)

※新規加算の創設および既存加算の増設・変更に係る月次報告再確定については、以下の期間となります。

令和7年9月1日(月)～ 令和7年10月31日(金)

別途「令和7年度企業主導型保育事業(運営費等)における事業計画申請(助成申込)の再確定及び月次報告の再確定の手続きについて」をご確認ください。

(4) 交付日 原則 承認月の月末(末日が平日でない場合は直前の平日)

※申請順に随時審査を行います。

※交付日の3営業日前までに、協会が申請内容を承認したものが対象となります。

交付日の2営業日前以降に承認したものは翌月末の対象となります。

※申請内容に確認が必要な場合や確認事項の回答に遅れ等がある場合、交付日が遅れることがあります。あらかじめご了承ください。

※12月の交付日は25日予定です。

(5) 申請手続 公金管理システム(ピムス)よりお手続きください。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:30～17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>